

参議院社会労働委員会会議録第二十六号

昭和三十一年五月十四日(木曜日)

午後一時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 亀井 光君
高野 一夫君
柳岡 秋夫君

委員 加藤 武徳君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山下 春江君
山本 杉君
阿具根 登君
小平 芳平君
林 塩君

国務大臣 労働大臣 大橋 武夫君

政府委員 郵政省人事局長 増森 孝君
労働大臣官房長 和田 勝美君
労働省労働局長 三治 重信君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の会議に付した案件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○労働問題に関する調査(金沢郵政局管内における労働問題に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑の通告がございますので、これを許します。柳岡秋夫君。

○柳岡秋夫君 大臣が来られましたので、先般の委員会でも若干触れた点もあるうと思いますが、基本的な問題について大臣の御見解を伺っておきたいと思ひます。

この中小企業退職金共済法というのが、中小企業労働者の雇用の安定な、あるいは福祉の向上をはかる面で確かに寄与する面は多いと思ひます。しかしながら、基本的な問題として、こういう退職金制度をつくる以前の問題として、もっと中小企業、特に零細企業に働く労働者の雇用安定なり福祉の向上をはかるためには、たとえば厚生年金なり、あるいは失業保険なり、あるいは労働保険なり、こういうものをまず解決することが私は必要ではないか、こういうふうにおもうのです。が、こういう点についてどういうふうにお考えになっておられますか。

○国務大臣(大橋武夫君) お説はまことにごもっともでございます。労働保険、失業保険は、五人未満につきましても適用がまだ行なわれていない部分もございますが、これにつきましても、かねてから当委員会におきましても、全面的に拡張適用すべきではないかという貴重な御意見を幾たびか承つておる次第でございますが、労働省といたしましては、御意見のほどもございまして、なるべく早い機会に全面適用にいたしたい、かように考えまして、すでに今年度より準備に着手をいたしております。できれば四十一年から全面的に労働保険、失業保険を適用したい、こういう考えでございます。

○柳岡秋夫君 具体的なそういう適用の案と申しますか、どうやって適用していくかというような問題で、いま大臣も言われましたように、厚生省、あるいは労働省、あるいは社会保険庁、これら三者が一つの会をつくられておるわけですが、四十一年度から実施をしたいということであれば、もう相当こういう調査なり、作業が進められていくというふうにおもうのですが、そういう点はどうですか。

○政府委員(和田勝美君) ただいま大臣からお答えを申し上げましたように、労働及び失業保険につきましても、四十一年度五人未満までの適用拡大ということでございますので、御趣旨のようには、当然私のほうとしては十分準備をいたさなければならぬわけでございます。労働省におきましては、官房の企画参事官を中心といたしまして関係者の会合を持ち、その上に安定局長、基準局長、官房長の私と幹事会を持って、すでに月に二、三回ずつの会合を行なっております。さらに、直接の関連はございませんけれども、密接な関連があります厚生省の問題がございまして、局長ランクの会合を過去において一回、課長ランクの会合を過去において三回ほど開会をいたしまして、問題点についてそれぞれ意見の交換をいたしております。

○柳岡秋夫君 それは先ほど大臣の言われた四十一年実施を目途として結論を出す、こういうことで確認をしてよろしいわけですか。

○政府委員(和田勝美君) さようでございませう。

○柳岡秋夫君 そういうやはり前提となる問題については積極的なひとつ意識を示して、ぜひいま確認をされまして、四十一年度と申しますと再来年ということ、ちょっと問題があるうかと思ひますけれども、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

それと、もう一つは、こういう退職金というのは、どちらかと申しますと、賃金のとらえかたの性格のものであり、私は、これは当然労働者の団体交渉によつてきめるべきものではないかというふうにおもう。したがって、単にこの法律の宣伝をして適用をさせるということだけでなくて、やはり労働組合の結成と申しますか、そういう組織化の問題、あるいは労働条件は労使対等の立場できめていくんだというふうな、そういう行政指導、そういうふうな面にはやはり力を入れていくのが本筋ではないか、こういうふうにおもうんですが、先般の委員会でも、そういう点については、地方の労働事務所ですか、そういうところを通じて十分やっておるということでございます。

と、いうことでございませうけれども、基本的な態度として、やはり労働省としてはそういうことも十分頭に入れてひとつ行政指導をしていただきたい、こういうふうにおもうんですが、その点の労働大臣の御見解を承ります。

○国務大臣(大橋武夫君) 中小企業におきましては労働組合につきましては、従来からとかく問題があったことは御承知のとおりでございます。労働省といたしましては、労働組合の性質上、労使対等の立場に立つて労働条件について改善をはかっていくという目的で健全な成長を促したい、かように考えまして、あらゆる機会にこれが指導のため努力をいたしておる次第でございます。が、中小企業の労働問題の重要に伴ひまして、このことは近年一そうその必要性を増してきておるわけでございます。すなわち、労働省といたしましては、中小企業の労働管理というものにつつまして、できるだけ指導をいたしまして、そして労働条件を改善いたしまして同時に、組合の組織化につとめ、また、健全化につとめたい、かように考えておるのでございませう。

○柳岡秋夫君 まあ特に私がこのことを申し上げましたことは、今回の改正案が、中小企業基本法にのつとて、現在までの二百人から三百人に引き上げたこと、こういうことも一つの改正になつてゐるわけですが、これは私はやはり形式的なものじゃないかと思ふのです。少なくとも従業者が百人以上、

あるいは五十人以上の職場にあっては、当然労働組合というものがなければ、民主的な現代の雇用関係ではないと私は思うのです。したがって、そういう三百人までこれを拡大していくというようなことは、これは何かあまりにも形式的であって、そういうことよりも、もっと五十人未満、三十人未満、特に五人未満、こういうところの事業所に働く労働者の立場に立って、法の充実に改正と申しますか、そういうところにもっと重点を置く必要があるんじゃないか、こういうふうにも考えておるので申し上げておきます。そういう点については、まあ逐次この内容についてお伺いしていきたいと思いますが、次に、先般の委員会でも亀井委員の質問で、この法律が成立した場合、一体どのくらいの退職金になるのかという質問に対して、掛け金が二千万の場合には二十年で六百万九千円になる、三十年で九百万九千円になる、こういうふうに申されました。しかし、これはあくまでも掛け金が二千万という場合ですね。ところが、掛け金というものは、これは事業主が一方的にきめるものだろうと思うのです。それは労働者とある程度話し合いをしていくかもしれませんけれども、しかし、労働組合もない、あるいは中小企業の労働組合があっても、それは非常に力が弱いということになれば、当然事業主としては、そう多くの掛け金はかけられない立場にあるのじゃないかと思うのです。したがって、単に百万円以上の退職金がもらえるのだというような宣伝だけではちょっと納得いかないわけです。現在、大企業と中小企業の賃金は非常に格差が縮小しつつ

あると、こう言われておつても、まだその格差というのは非常に拡大されていると思います。特にこの三十人未満の労働者と、五百人なり千人以上の労働者の間では、いまだ五〇％以下やはその賃金の格差というものはあるわけですから、ですから、そうした場合には、掛け金も、勢い二千万というような掛け金はおそらくできないのじゃないか、そうすると百万円どころか、それ以下の退職金が大多数の労働者には適用されるのではないかと、いうふうに私は思うのですけれども、そういう点について、現在、単に二千万の掛け金ということにせし、百万円以上もらえるような労働者が大体どのくらいいるのか、あるいは百万円以下の労働者が、たとえば二十年なり三十年つとめてどのくらいの適用対象労働者がいるのか、そういう点がお伺いしたいわけですね。

○政府委員(三治重信君) 東京都の「中小企業退職金事情調査」というものによりまして、会社都合の退職で、高等学校を出た者が、大体三十年で六十七万二千七百円、中学出で百四十一万四千五百円、それから、自己都合の場合に、高等学校が三十年で百四十九万三千六百円、中学が百二十七万五千円。それから大阪府の退職金事情調査、これも同じような会社都合、自己都合、高校、中学ということでありまして、同じく三十年で百六十一万四千五百五十一円、百二十万六千二百一十四円、百四十六万八千六百六十六円、百八万一千二百五十六円というふうになっておりまして、これが二十年になりましてと体約半分になりますから、二十年以上くらくらにならないと百万円の退職金が、民間の中小企業におきましてのいわゆる労働者、職員で、大学出は別として、百万円以上となると大体そんな基準ではないかというふうに考えます。

○柳岡秋夫君 それは、この法律が成立すると掛け金が二千万まで上がるわけですね、それで、千円以上は二百円刻みと、こういうことになるのですか、それを適用してそういう数字になるということですか。

○政府委員(三治重信君) いや、いまのは東京、大阪でそういう退職金の事情を調査した場合に、中小企業の退職金の平均値がそういうふうになっておりますと、こういうことでございまして、退職金の事業団のほうでまいりますと、千円かけて三十年で百六十六万二千円、現在の最高が千円になっておりますので、これで三十年で千円の場合には百六十六万、今度それが上がって千四百円の場合にはこれが百六十一万、だから、ちょうど民間の先ほど申し上げました高校の三十年で、東京も大阪も百六十六万円でございまして、事業団では、千四百円を三十年間かけないと百六十六万円にはならない、最高の二千円をかけますと、同じく三十年で二百二十九万九千二百円、これが二十年になりますと、千円で五十四万、それから千四百円で七十五万二千円、二千円で百六十九万九千というところで、すなわち、やはり民間と同じように、大体三十年の場合と二十年では、二十年が半分になる、この比例は大体保っておるようでございます。

○柳岡秋夫君 もちろん掛け金は年々改定をされていくというふうに思いますが、たとえば二十年で退職した場合には、百万円以上と百万円以下がどのくらいの割合かといつても、ちょっと把握をしないというふうに思っています。しかしながら、掛け金というものが事業主のほうで定められるということになりますと、やはりその企業経営の内容内容なりによって非常に影響があると思いますから、私は、百万円以上ももらえるんだというふうな、これは厚生年金の一万円年金と同じようなことになるかもしれないけれども、宣伝はちょっと当たらない面が出てくるのではないかと、いうふうに思っています。

そこで、次に、特定業種の問題で若干お聞きをしておきたいと思うのですが、一体、特定業種については政令で何かで定めるといふふうになっていくと思うのですが、どういふものの特定期間として指定していくとするのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○政府委員(三治重信君) いま予算化されておりますのは建設業だけでございまして。

○柳岡秋夫君 現在は建設業だけでございすけれども、そのほかどういふ業種を予定されておりますか。

○政府委員(三治重信君) 現在のところ、予定している業種は当面ございせん。ただ、こういう建設業のごとく、主要職種が、こういう期間を定められて雇用される者が主体となって産業が構成されているというふうな業種を考えてみますと、林業と港湾、同じような形態はその二業種ではないかというふうに考えております。

○柳岡秋夫君 そこで、この中でその「期間を定めて雇用するもの」、こういうふうになっているわけですが、この建設業等におきましては、常雇いと申しますか、それが非常に少ない。ほとんどが日雇いの労働者ではないかと、いうふうに推察をされるのですが、現在、日本にどのくらい建設業者があり、そして労働者がどのくらいあって、その中で期間を定めて雇用される労働者は一体どのくらいあって、そのほかはどういう雇用の形態になっているか、把握しておられますか。

○政府委員(三治重信君) 現在、建設業の事業主としての調査は、三十五年の事業所統計調査によりまして、企業の数が十八万六千四百七十七、個人企業が十六万一千七百七十七、法人企業が二万四千九百二十一と、この数字が合います。これは、法人企業になっていない連合体、個人企業以外のものがあるもので一致していないというふうに「注」がついておりますが、そういう状況でございます。そのうち、建設業者は特に登録制度をとっております。その登録には大臣登録と知事登録があります。大臣登録は二府県以上にまたがる工事をするもの、知事登録は一府県の中で工事をするもの、というふうなことになるわけでありますが、登録業者の数は、大臣登録で三千七百八十四、知事登録で八万七千三百五十三というふうになっておりまして、一般の事業主の調査、ほんとうにいわゆる建設業者として官公需その他大きな工事が受注できる業者は非常に少なくなっているような次第でございます。まして、中小零細企業が非常に多いということがこれでおわかりになるの

じやないかと思ひます。

それから、労働者でございしますが、三十五年の国勢調査の一分集計というもののによりまして、一切がつさい全部合せて二百七十万三千人というふうになつておりますが、その中で、主として建設関係と申しますか、ことに建築関係の技能者で約九十七万七千六百人が主体となつております。それから、現在の統計で、常用、日雇いの区別がはっきりわかる資料は残念ながらございませぬ。

○柳岡秋夫君 いま三十五年の資料というところでしたが、先般の、退職金制度があるかどうかという資料も、三十二年の資料というふうには、非常に資料が古いのです。少なくとも三十五年と三十六、七年、八年という段階になりまして、私は、オリンピックのせいでもないのでしようけれども、とにかくもっと建設業者の数なり労働者はふえているような気がするのです。したがって、そういう点を把握しないので今度の法律をつくらせて建設業者がこの法律を適用させるのだというのには、ちょっと手ぬかりがあるのじやないかと思ひます。やはり法律でこの特定業種として建設業を指定をして、これを適用させるのだというならば、確実な資料によつて、これくらいに業者がふつて、そしてその企業別の、いわゆる三百人以下の建設業者はどれくらいか、あるいは二百人以下はどれくらいかという、そういうものをはつきりつかみ、労働者はどれくらいかというところもつかんでおかなければ、単に法律をつくつても、これはほんとうの意味で——いわゆる積立金との関係もあるでしようし、いわゆる財政的な面

もあるでしようし、問題があるのではないか。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(三治重信君) 毎月の、何と申しますか、労働力調査というふうな、いわゆるアタチュアルの動きの労働者の数のつかみ方もございまして、今度われわれがこの制度を考えましたのは、やはりユージュアルな、常態としてこういう建設業に、主としていわゆるそれを専門的にやる者の数というものを調べるためには、やはり国勢調査とか、きちんとした悉皆調査のほうが資料としては正確ではないかというふうな考えでそういう資料を申し上げていくわけにございまして。ただ、トータルとしての、何と申しますか、毎月の雇用の変動のいわゆる労働力調査、また、毎月つかまえていく労働者の賃金、労働者の数ということになりますと、一つの一定の抽出調査とか、あるいは規模が限定された調査というふうになつておりますので、そういう資料を申し上げていくわけにございまして。

○柳岡秋夫君 そういふはつきりした建設業者を把握し、労働者を把握してないから、私は、先般新聞で報道されたような、あるいはタコ部屋の問題も出てくるんじゃないかと思ひます。やはりあの問題はきょうの問題とす。直接には関係ないかもしれないけれども、しかし、私は、相当大きな基本的な問題では関係があると思ひます。いわゆる建設労働者がいまだどういふ労働条件で働いておるか、その辺をやはり労働省としては常に把握をしておく必要があると思ひます。非常に現在公共投資ブームで、建築ブームで、建設労働者の賃金もよろしい、あ

るいは非常に景気がいいと、こういうことをよく耳にするのですけれども、その陰には、やはりあの新聞で報道されたようなタコ部屋の中で非常に長時間労働させられて、そして、しかも賃金は上前をはねられてしまふ、そのために労働者は転々として事業所を変えていく、こういうことがあるわけなんです。ですから、そういう面でも、非常に建設ブームで景気がいいように見えても、建設労働者の労働条件の実態というものはそれほど必ずしもよくないもの、こういうふうな思ひます。ですから、労働省はその点をどういふふうに把握しておられますか。

○政府委員(三治重信君) とときどきタコ部屋的な、いわゆる強制労働の行なわれている例が報ぜられるし、また、事実そういうものが若干はあると思ひます。しかし、全般的に見ますと、業界として、こういうふうな退職金共済制度までやろうという意欲、それから、労務管理について、何かもって適切なものはないかといつて、業界全体として非常に研究されておる。それから、今度いろいろ各業界の中で、専門工事関係の業者団体、たとえば左官組合の全国連合会、大工関係はそれほど強力なのはございませぬが、東京都の組合、とび、そういう職種別の、何と申しますか、各業界に当たつてみましても、非常に近代化する、また、労務管理をもっと近代化しないと自分たちの必要とするあと継ぎができない、そういう意味において、もっとやはり他の産業の労務管理、または労働者の待遇というものと比較して遜色のないようにしていくという意欲が非常に強いものでございまして。その一端とし

て、ぜひ労働省に、雇用形態として常用化できない、しかしながら、常用化したと同じような労務管理、また、労働条件をできるだけしていきたいというふうな意欲のあらわれが出てきておりますので、逐次そういう労働条件は改善され、労務管理も改善されてきていくというふうな考えております。と、将来もこれを契機として、もっともと近代化していく立場にあるのではないかとこのように推定しているわけにございまして。

○柳岡秋夫君 いま全体的に労働力の不足を来している中で、特に建設業の労働者の不足というものは、やはりその中でも非常に多いのじやないかと思ひます。そういう中で、いま一部に報道されるような状態の労働条件では、どうしてこれは労働者が集まらないとは当然でございまして。そういう点で、この建設労働者の問題だけではございませぬけれども、やはり特に臨時雇いの労働者の多い業種でございまして、労働行政としても、あるいは基準行政としても、もっと徹底的な対策なり指導をしていかなければいけないのじやないかというふうに思ひます。そこで、そういうやはり根本的な労働条件なり、あるいは作業環境の施設の改善、こういうことを、まず、これも一番最初に質問したと同じようなことになるかもしれないけれども、まず、そういうところを手がけていくのが先決問題であつて、そういうところをほつぽらかしてこの問題のみに集中をしておつては、私は、決して労働者の雇用の安定というふうな、福祉の向上というふうな面は達成できないというふうに思ひます。ですから、ぜひ

そういう面を十分労働行政の中で徹底してやっていたきたい、こういうふうに思ひます。そこで、まず、具体的にいつていきたいのですが、たとえば期間を定める雇用者、こういうことになりましかれども、その期間とは一体どのくらいの期間をいうわけですか。

○政府委員(三治重信君) 建設業の例で申し上げますと、たとえば一つのビルディングを請け負う。そうすると、ビルディングの下工事から完成するまでの期間、その間に何と申しますか、とびが主力になるときもあるし、大工が主力になるときもあるし、塗装が主力になるときもある。そういう一つの工事なり事業を完成する間の、何と申しますか、雇用される者は「期間を定め雇用される」というふうなやつておられます。雇用形態、いわゆる事業主対個人の関係の日雇ひ、常用とは関係がないと、そういうふうな適用していきたいと思つております。もちろん常用として、何と申しますか、きちんとわゆる工場、事業場における本工あるいは職員の身分、雇用形態としてそういうふうになつていく方は一般の事業団のほうの加入になるわけにございまして。したがって、臨時日雇ひの雇用形態をとつておられる方で、そういう事業によつて期間がおのづから定まつたような労働をするという方たちが全部こちらに入る、こう考えられます。

○柳岡秋夫君 そうすると、たとえば、いま出かせぎと申しますか、東北方面から非常に農閑期なり、あるいは冬なりというふうな形で出かせぎ的労働者が多いわけにございまして、そういう人たちは一体どういふふうになり

ますか。

○政府委員(三治重信君) たまに、何と申しますか、ある年に誘われて行ったという方は、そのときだけということになるわけですが、われわれのこの「期間を定めて雇用される者」で、これに何と申しますか、適用になるのは、そういう期間を定めて雇用されるのが常態となつておつて、その生活の主力となるような人々をさしてあります。すなわち、毎年何と申しますか、出かせぎをやられるという方は、これはぜひ入るわけですが、先ほど申し上げましたように、たまたま行くというふうな人々とはこれに入らない。それはどういふわけかと申しますと、何と申しますか、この共済制度はずっと累年印紙を張つていつて初めてその業界から抜けるとき、あるいは五十五歳とかという一定の年齢的な稼働期間を過ぎると退職金をもらう制度にしてありますので、まあ一生のうちで二、三回しか、自分は本業ではなくて、ほんとうの、何と申しますか、臨時にちよつと行つたというふうなのはこの制度を適用しても意味がないわけですから、そういう方々は抜けるように規定していききたい。法の趣旨は期間雇用者であるけれども、それを建設業に従事することによって主として生活を営む、したがって、農業が従で、主として一年の大半を、過半数を出稼ぎのいわゆる建設業に従事されるという方々はこれに入れていきたいというふうに考えております。

○柳岡秋夫君 そこで、この法律の八十条ですか、これによりまして、この法律を適用されると申しますか、これを契約できる者は中小企業者でなければできない、こういうふうになつておりますが、しかし、この建設業の実態を見てみますと、大手のいわゆる建設業というものは、非常に全体の建設業界の中では膨大な労働者を持ち、そして、工事量にしても相当な工事をやっていると思ふのです。さらに、また、先ほどちよつと申し上げましたように、建設労働者の移動というふうなものも非常に激しいというのを考えますと、この大手建設業者を含めないということは、やはり何か片手落ちのやうな気がするのですが、どうしてこの大手業者を除いたのか、大手業者にはそういう退職金の制度があるから必要でないのか、あるとすれば、大体の退職金制度を持つておる割合はどのくらいなのか、そういう点がおわかりならお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君) こういう期間を定めて雇用される方に適用する、しかも、それを中小企業になぜしほらなければならなかつたかということでございますが、一つは、こういう退職金共済制度でございますので、この法律の中にいれていくためには中小企業にしほらなければならぬという形式的な理由が一つ。それから、実質的には、一般の退職金というのは、先ほど先生からおっしゃられたように、労働者がきめていくことなので、自主的にきめることで、何も政府が特別な援助をするものではない。ただ、中小企業であるということによって政府からいろいろ奨励、補助も出さず、めんどろをみるという考え方が出てくる。だから、どうせやるのなら、政府としては、中小企業者に限るべきだというのが一つの理屈でございます。それから、今度さらに現実的の実際問題といひまして、建設業の關係におきましては、そのほとんどが大企業、大元請を中心として、下請作業によって下請、また、再下請という形で事業がピラミッド型に行なわれる。その実際の労働者を使うのは、そういう再下請の現場の中小企業者がこれを實際労働者を雇用していくという現実を徴しまして、中小企業者にしほつても建設業の労働者のほとんどがカバーされるという考え方でございます。理論的には先生のおっしゃるとおり、もしも大企業が直営でそういう期間雇用をやつた場合にはそこだけ抜けるのではないかと議論はありますが、實際問題としては、大企業が直営でそういう期間雇用の労働者を雇つて事業をやつてゐるのはほとんどないという現実からいって、實際問題としては問題がないという、適用としては漏れなくできる態勢にあるというふうに信じております。

○柳岡秋夫君 そうすると、この元請事業主のこれに対する責任というものがこの法律で明確になつていないやうな気がするんです。中小企業退職金共済の請負の答申の中では、事業が数回の請負によって行なわれる場合においては元請人を事業主とみなす、こういうやうな答申がなされてゐるわけですが、なぜこういうことをはつきりさせないのか。雇用の責任、あるいは掛け金納付の責任をすべて下請のほうに負わしておるということでは、答申との關係からいつてもおかしいし、また、実際の建設業界を見ても、ちよつとおかしいやうな気がするんですが。

○政府委員(三治重信君) 答申にありますやうに、われわれも、一つの建設事業が行なわれる場合に、元請が一番上に控えておつて、各工事現場で、普通ならば二十、三十、多い場合には数十という各中小企業者がまた下請として従事するという場合に、これを簡便にするためには元請がそういう責任体制をとつてくれることを望んでゐたわけでありました。ただ、先ほど申し上げましたやうに、この法律の中に、この特定業種の退職金共済制度を入れるという形式的な制約と、実質上、元請がそういう中小企業者の肩がわりをして、元請でやれるやうならば、元請が組合をつくつて、そうして自主的にやればいんじゃないか、元請に全部そういうふうな責任を負わせるならば、何も国が直接援助しなくても、業界でやらせればいんじゃないか、こういう一つの理屈からいって、その元請に法律上の責任を負わすのは、やはり形式的な理論でございますけれども、法律の構成としては非常に困難だということになりまして、この中の、實際に提案をいたしている法案におきましては、元請が事務の委託を受けて処理することができるといふやうにいたしましたのでございまして、法律上は、非常にそういう点におきましては一步後退になつてゐるということではあると思ひますが、いずれにいたしましても、組合をつくつて、その組合をつくることによつて團結をしてやつていくやうなふうな場合に、どうもこの元請が全部何でも引き受けて、経費も全部負担するやうな理論構成が十分法律上なかなかできなかったわけでございます。その点は、われわれのほうも、實際の運用につきましては、元請が十分その責任を果たしていけるやうな實際上の処理をやつていきたい、これは大臣も、設立にあたりましては、そういうことにつきまして元請にも十分責任を負つた体制で、設立の認可、その他業務の運営について指導していくというふうな考え方でおるわけでございます。

○柳岡秋夫君 實際に、確かにこの元請人、あるいは下請人ということでは、形の上でそうなつておつても、建設業界の場合は、これは単に形の上だけであつて、やはり實質的には元請人が一切下請の、何と申しますか、企業の命脈を握つてゐるやうな点、そういう点が多分にあるやうな気がするんですが、先ほど局長の言われた、第八十四条で事務処理を元請人にやらしておるといふことになりまして、何か實際がいま言つたやうな建設業界の実態ですから、これはある程度やうなるかもしれませんけれども、さらにこの元請人の下請業者に対する支配と申しますか、あるいは権限というのか、そういうものが非常に強くなるやうな気がするのですね。ですから、やはり元請人の責任というものをしっかりと明確にしておく必要があるやうに思ふのですが、そういう点はいかがでしようか。

○政府委員(三治重信君) 趣旨としては同感なわけでございますが、ただ、法律構成なわけでございまして、たゞいふものについて国の奨励補助を出していく態勢をとる場合に、やはりその中小企業者から離れたほかのものを援助なり、または負担というものをどうも法律上書けないやうなところになつたわけでございます。その点は、先ほど申し上げましたやうに、労働省とし

ては、この元請人についての規制または援助のしかたというものについては、十分この組合の設立、また、今後の運用にあたって指導していきたいというふうに考えております。

○柳岡秋夫君 もしこの事務を元請人に処理をまかしておくといいことになった場合、たとえば労働者が働いても、元請人の事務のほうで印紙を張らなかつたという場合が起きたとき、一体だれがそれじや責任を負うのですか。

○政府委員(三治重信君) これは私たちがこういうことで考えましたのは、一つの現場に普通の例で二重三重の下請業者が区分けされて働いているという場合に、やはりそういう零細企業の場合においては事務処理が非常にやりにくい、それが元請のほうには監督機構、事務処理の事務所を持てというわけですから、そこへ委託をするというふうなのが実際上も簡便ではないかというところでこういうことを考えたわけでありまして、それから、事実この法案の作成にあつたとしても、理論上、理論を追っていきまふという、相当詳細に追つていかなければならないこともたくさんございまして、やはり実際の事務処理を考えた場合には、やはり期間的な雇用をされるような現場そのものも、工場、事業場みたいな、一つの場所固定して長年あるわけではないというところからいって、事務はきわめて簡素化、単純化していこうということ、何と申しますか、スタンブ・システム、あるいは各労働者も、それによつても記録を自分で持つていなければそれがよくわからないということのないように、手帳制度も簡便化し

て、記録は全部組合本部のほうで記録をしていく体制をとっているわけでございます。そういう何と申しますか、もしも張つてくれない場合はどうなるかということにおきましては、したがって、組合で処理する。各県にも、何と申しますか、支部を設けます。それから、各業種それぞれ何と申しますか、にも事務を委託して、たとえば、したがって、現場において塗装工が張つてもえなかつたという場合には、その塗装の組合に申し出れば、なぜ張つてくれなかつたかということがわかるようにしていくということで、そういう苦情処理や事実のそこというもののつぎましては、各業種の支部で責任を持ってその処理に当たつて、いざこざがないようにしていくような規約をつくらせていきたいというふうな運営にしております。そういうような業務の運営ににつきましては、法律上は一切定款できなくて、こういうふうになるわけでございます。

○柳岡秋夫君 この手帳は労働者自身を持つていくわけではなくて、元請人なり、あるいは組合で保管しているわけですね。そうでしょう。

○政府委員(三治重信君) 雇われたときに、そういう事務をやる都合上、その印紙を張る手帳は工事現場に預ける。しかし、その加入の証明の基本的な、本人が一度加入したことがあるというその物は、本人がその加入者であるという証明のやつは本人に持たしておいて、おきまふ。それから、各現場で記録されるものは、それを働く最初の日に出して、終わつたときにもらつて、また三日なり五日なり過ぎて次の現場に行く場合に、次の現場にま

たそれを出す。それが大体半年分の印紙が張られた場合にはそれを本部に送つてしまふ、こういうふうなかつたうで、したがって、そのあとは、各本人には六カ月単位ないし一年単位で、自分では六カ月の加入期間が計算されているかというのを通知を受けるといふか、こういうことをしたいというところでございまして。

○柳岡秋夫君 そういうことであれば、ひとついろいろ行き違いなり、やはり問題が起こりかねないとも思うのです。ですから定款でそういう面については十分やつていきたい、こういうことですが、労働者の不利にならないようにならなければならぬというふうな思いをします。

それから、この退職金支給の掛け金の納付月数なんです、一般の中小企業の場合にはこれは十二カ月、こういうふうになっておりますが、この建設業者に限つて三十六カ月というふうに定めておきたいことは一体どういうことですか。

○政府委員(三治重信君) 一般の事業団加入の事業主の退職共済の場合には、個々の事業主に雇われる期間で計算されるようになっていくわけでございます。ところが、こちらの期間を定め、雇用される部面の特定期間のほうは、一人の事業主から他の事業主にかわるのに、あるいは三カ月の場合もある、あるいは六カ月の場合もある、そういうのが重なつていくわけでございます。その中で、事業主をかわることが退職の事由または退職金支給の条件にならないわけでございます。この期間を定めて雇用される労働者に服している間

は退職金がないわけでございます。ただ、けがをしてそういう大工ができなくなつたとか左官ができなくなつたとか、あるいは特定の会社に常用として雇われてしまふ場合とか、あるいは自分で独立の、何と申しますか、今度は事業主になるというふうな場合に退職の事由になる。一般労働者をずっと長年やつた結果は、これは省令で定めることになっておりますが、大体いわけ程度まで働いたならば、それで一括して退職金がもらえるというふうな規定にしていくたいと思ひますが、そういうのが退職条件になるわけでございます。そして、事業団の退職条件と全然退職事由が異なつてくるわけでございます。

たとえば一種の比喩的には、むしろこれが厚生年金を一時金としてもらうというふうな退職金の規定になるわけでございます。したがって、当初の一年二年の間しか退職金をもらえないような人は、臨時にこの事業に就労した者しか適用がなくなる。しかも、法律そのもので、臨時的なものはその適用をされない、これを常態として主たる職業としてやるものについて適用する、こういうことになっていくので、最初の適用期間を十二カ月にするの、理論上あまりにも短か過ぎるのではないかと、三年の程度がいいんじゃないかというところで現在三年にしております。

しかし、これはわれわれも自信があるわけではございません。実際やつてみると、その間にもつと支給期間を短くしたほうが、より現実合うというところにはない、これを改正するにやぶさかでないと思いますが、一応理屈や実際の運用を考えてみますという、三年以上この

の業界に働く者でなければ、やはり業として働く常務者ではないんじゃないかということでございます。

○柳岡秋夫君 雇用の形態が、一方で個人に雇われるもの、一方で期間を定めてと申しますか、今度の工事を定めて、という違いがあるからというところだけではちよつと納得できないですね。掛け金を納付した月数は、これはたとい間に空白の期間があつても、その期間は当然含まれるはずだと思ひます。ですから、実質的に掛け金が納付されるわけですから、これは別に差別をする必要は私はないんじゃないか。臨時のものにはこれに入れないというふうな一方の規定があるということでございますけれども、一年というに当たらないと思ひます。したがつて、何か十二カ月と三十六カ月という非常に差があり過ぎるような気がするんです。実際に運用してみても、不適当ならば是正をしたいと思います、こういうふうな御答弁でございます、どうも、こういう点はちよつと納得のいかないところですが、まあ新しく発足してみないとわかりませんけれども、十分検討していただかなければならぬというふうに思ひます。時間がありませんから、また次の機会に質問したいと思います。

それから、もう一点だけ内容について質問いたします、この退職金の支給基準ですね、これが死亡したときと、あるいは建設産業から全然離れるというふうなときだけ、しかも、そういうのも、ほとんど死亡したときに大体退職金が支給されるようなふうな受け取られるような条文で

ね。いわば死亡弔慰金みたいな性格になつてゐるような気がするんです。三十六カ月以上になれば、たとい一年なり半年なりおいてまた建設作業に入つたとしても、これは退職金を支給してもいいんじゃないかというように思うんですが、こういう点はどうなんですか。

○政府委員(三治重信君) 衆議院のほうにおきまして、この規定のまずさ等を言われたわけですが、第八十二条の八での条項で「当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至ったとき、その他労働省令で定める場合に該当する」という、労働省令で定める場合に、先ほど申し上げました、いわゆる一種の定年の五十五歳程度で定めていて、五十五歳に達すれば、いまだ働いた月数に応ずる退職金が受領できるようにしていきたいと思います。

それから、いま先生のおっしゃつた、三年なり八年なり働いて、一たんこの業からやめて、またあるいは一年後、二年後に再び入つておるものもいじやないかというのは、通常はやはりそういう半年、一年この業に入らなくとも、また、特定業種から離れるというところでなければ、何も退職金を支給しなくて、年功がつけばつけども有利になるわけですから、短期に切つて処理するのは、むしろ組合員のほうは得しておるというわけになるわけでごさいますけれども、その点は、何と申しますか、やはりこの退職金をもらふ事由の場合におきまして、法律上はこう書いておつても、本人がやはりこの仕事をやめたんだということを申し出れば、支給するほうとしては、や

はり支給資格者には渡さざるを得ないことになるだろうと思います。しかし、実際上本人が病氣であるとか、どういふことで働けなくなつたとかということは、そんなに調査できない。結局もうこれは私はこれでやめるから退職金をくださいというふうに申請がされた場合には、私は実際支給することになるだろうと思います。その点は、そう実際問題として御心配は要らないと思ひますが、法律上は、どうもそういうふうな五年以上たてば、ずっと一生この業を大工さんがやっているにもかかわらず、三年でもらつた、また、五年でもらつたというのでは法の趣旨に合わないから、いつでももらえるというふうには規定してございせん。

○柳岡秋夫君 また次の機会にその他の問題については質問いたしたいと思ひますので、きょうのところは以上で終わりたいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本日は、本案についての質疑はこの程度にとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 次に、労働問題に関する調査を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○柳岡秋夫君 前の委員会で藤田委員からお願ひしておきました、金沢郵政局管内の全通組織に対する特定局長会の不当な干渉について数々述べておりますが、それについて事実かどうかというのを調査してきょうの委員会に報告してもらいたい、こういうことになっております。したがって、郵政省

としては、当然調査されたと思ひますので、その結果を御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(増森孝君) この前の五月七日の当委員会におきまして、藤田先生から調査をしろ、そして報告をしろという問題をいただいたのであります。その第一点はこういうことかと思ひます。局長またはその夫人が職員宅を戸別訪問し、全通脱退を勧奨している事実がある、その点について調査をするように。それから、第二点でございしますが、第二点は、局長が脱退用紙をみずから印刷して、これを職員宅に配つて歩いてゐる事実がある、これについて調査をしろ、こういうお話だと思ひます。それから、第三点は、女子職員に對しまして、局長がその私宅におもむいて、脱退しなければ首だと思ひました、こういう事実があるかというのが第三点だと思ひます。それから、第四点につきましては、能登方面の特定局長会が、二月ごろ、再三にわたつて、職員を全通から脱退させる方針や方法を討議決定したようである、その事実ありやいなやという、この四点だと存じます。そこで、私のほうでは、金沢郵政局を通じて調査をいたしました結果を、順を追つて御報告申し上げます。

第一点の、局長またはその夫人が職員宅を個別訪問して、そして全通脱退を勧奨しているという御指摘でございますが、これにつきましては、本年の一月二十四日の午後七時ごろに、全特定労組の役員が三名押水局長の私宅を訪れてまいりまして、そして区内の今浜部落というところにおります局員の私宅に案内してもらいたいということ

で、局長ではない、局長夫人でございしますが、その局長夫人に「これは局長ではございせん。局長夫人に懇請いたしましたところ、この奥さんは、夜でもございまして、それから、かねてからそのたずねてまいりました局員をよく知つてゐるものでございまして、気軽に、どういふことか知らずに、その部落の亀田某という局員でございしますが、その亀田某はか数名の道案内をつとめたという事実がございまして、各人に対しましての説得は、もっぱら全特定の先ほど申しました三名が説得をしておるのでありまして、この奥さんは何らそれには関与しておらなかつたということでございます。局長のほうはどうかと申しますと、局長はその晩不在でございまして、そしてその奥さんが道案内をしたということを知つたのは翌朝でございまして、全く本件には局長はタッチしておらなかつたということでございます。もっぱらこの局長の奥さんが、親切心から、何げなく気軽に道案内を買つて出たというのが事実のようでございます。

それから、第二点でございますが、局長が脱退用紙をみずから印刷して、そして職員宅に配つて歩いてゐることでございしますが、これを能登地方一円につきまして郵政局で調査したのでございしますが、脱退用紙をみずから作成したという局長はございまして、また、職員宅を巡回して脱退用紙を配付した局長もないという報告を受けております。

それから、第三点でございますが、女子職員に對しまして、局長がその私宅におもむいて、全通を脱退しなれば首だと、こういうふうな威嚇したという御指摘でございましたけれども、そのような事実はございせんという報告でございます。

それから、第四の、能登方面の特定局長会が、二月ごろから、再三にわたつて、職員を全通から脱退させる方針や方法を討議決定したという御指摘でございましたけれども、その能登方面におきまして、特定局業務推進連絡会という会合をやつたことはございまして、その日にちには、二月一日に能登特推連会議これは二十三局長参集しております。で、この主たる議題は、年末首関係の批判会議と申しますか、年末首どういふふうにいふたかという批判のことが会議の議題でございまして、それから、そのほか貯金と保険の募集の推進について打ち合せたということでございます。で、この場所は和倉でございまして、それから、第二回目は、二月の二十六日に、能登地方の特推連会議というものを、これは七尾でやつております。で、この際にも二十三局長が参集しております。で、この議題につきましては、春闘対策をどういふふうにするかということ、それから、貯金、保険の募集推進について打ち合わせをしております。それから、第三回目は三月九日、このときは能登の交渉委員連絡会議というものを開いておりまして、これは七尾で二十五、六名出席しております。そのときの議題は、春闘に對してどういふふうに対処していくかということが議題でございまして、言つてみますと、いわゆる恒例の横の連絡会議でございまして、もちろん組織介入というふうな、先ほど御指摘のありましたような事実

はないという報告を受けております。
○柳岡秋夫君 第一点の、この奥さんが道案内をしたということなんです、その奥さんは局員ではないのですか。

○政府委員(増森孝君) 先ほど申しましたように、局員ではございません。
○柳岡秋夫君 まあ人事局長に申し上げても、問題が問題だけに、むだかと思ひますけれども、しかも、局員でない、こういうことでございますから、何とも言いようがないのですが、ただ、その奥田某ほか数名のところへ道案内したといつて、おそらくその奥田さんのところへ一番先に行ったとしても、その中でどういふことが話されておったかということは、奥さんも十分御承知だと思ふのですよ。そういうことが、まあ奥さんですから、そのことがはたしていいことなのか悪いことなのかということについて判断ができません、という面もあるかと思ひますけれども、まあそういう面でもちょっと納得のいかないところがあるわけですが、まあこの問題については、いずれまた機会をみて、郵政省としての労働行政と申しますか、労務対策について、なお私たちのほうから希望なりを申し上げていきたいと思ひますので、きょうのところはこれで一応終わっておきたいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) ほかに何かあります。——他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日のところ、この程度にとどめておきます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十九分散会

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正

「第八章 罰則(第百二条 第百五条)」
第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会
第一節 厚生年金基金
第一款 通則(第百六条 第百九条)
第二款 設立(第百十條 第百十四條)
第三款 加入員(第百十五條 第百二十一條)
第四款 加入員(第百二十二條 第百二十九條)
第五款 費用の負担(第百三十條 第百三十六條)
第六款 合併及び分割(第百三十七條 第百四十四條)
第七款 解散及び清算(第百四十五條 第百四十八條)
第八款 厚生年金基金連合会(第百四十九條 第百六十八條)
第二節 罰則(第百六十九條 第百八十八條)

「第一条中「目的とする」とを「目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行なう給付に關して必要な事項を定めるものとする」に改める。
第二条の次に次の一条を加える。
(年金額の調整)
第二条の二 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整を加えられるべきものとする。
第三条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。
六 特例第三種被保険者 第三種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

する法律

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十九条」を「第十九条・第十九条の二」に、「第四十六條の六」を「第四十六條の七」に、「第六十八條」を「第六十八條の二」に、「第八章 罰則(第百二条 第百五条)」を

「第三章 第一項中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。
四 特例第二種被保険者 第二種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。
第三章第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 特例第一種被保険者 第一種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。
第十二条第一号ロ中「共済組合」の下に「(以下単に「共済組合」という。)」を加える。
第十七条第二号中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。
第十九条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。
第二章第二節中第十九條の次に次の一条を加える。

の一条を加える。
第十九条の二 被保険者の種別(厚生年金基金の加入員であるかないかの区別を含む。以下この条において同じ。)に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた

月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。
第二十條の表を次のように改める。

標準報酬	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円未満
第二級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第三級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第四級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第五級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第六級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第七級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第八級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第九級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第十一級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第十二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満
第十三級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第十四級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第十五級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第十六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満
第十七級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第十八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二四、〇〇〇円未満
第十九級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第二十級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二六、〇〇〇円未満
第二十一級	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第二十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二八、〇〇〇円未満
第二十三級	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第二十四級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第二十六級	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三二、〇〇〇円未満
第二十七級	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第二十八級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上 三四、〇〇〇円未満
第二十九級	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上 三五、〇〇〇円未満
第三十級	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上 三六、〇〇〇円未満
第三十一級	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上 三七、〇〇〇円未満
第三十二級	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上 三八、〇〇〇円未満
第三十三級	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上 三九、〇〇〇円未満
第三十四級	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上 四〇、〇〇〇円未満
第三十五級	四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上 四一、〇〇〇円未満
第三十六級	四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上 四二、〇〇〇円未満
第三十七級	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上 四三、〇〇〇円未満
第三十八級	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上 四四、〇〇〇円未満
第三十九級	四五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上 四五、〇〇〇円未満
第四十級	四六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上 四六、〇〇〇円未満
第四十一級	四七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上 四七、〇〇〇円未満
第四十二級	四八、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上 四八、〇〇〇円未満
第四十三級	四九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上 四九、〇〇〇円未満
第四十四級	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第四十五級	五〇、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満

第二級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第三級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項を次のように改める。

基本年金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 二百五十円に被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の十に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二万四千円に」を「第一項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、」に、千分の六を「千分の十」に、合算額を加算した額を「合算額」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 被保険者期間の月数が三百六十をこえるときは、第一項第一号の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「三百六十」と読み替えるものとする。

第三十八条中「第四十六条」を「第四十六條第二項に」、「第四十六條の六」を「第四十六條の七第二項から第四項まで」に、「左の區別によつて」を「その者の選択により」に改め、各号を削る。

第三十九条に次の一項を加える。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第四十条の次に次の一条を加える。
(不正利得の徴収)
第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第四十一条第一項中「又は通算老齡年金」を「通算老齡年金又は脱退手当金」に改め、同条第二項中「及び通算老齡年金」を「通算老齡年金及び脱退手当金」に改める。

第四十二条第一項第二号中「(女子については、三十五歳)」に達した後」を「(女子については、三十五歳)に達した月以後」に改め、同項第三号中「三十五歳に達した後」を「三十五歳に達した月以後」に改める。

第四十二条第一項第二号中「(女子については、三十五歳)」に達した後」を「(女子については、三十五歳)に達した月以後」に改め、同項第三号中「三十五歳に達した後」を「三十五歳に達した月以後」に改める。

め、同項に次の一号を加える。

四 前各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後前各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第二項中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第四十三条第二項中「基本年金額」を「基本年金額のうち同条第一項第二号に掲げる額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎となしな

4 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることがなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月以前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して三十日を経過した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十四条の次に次の一条を加える。
(厚生年金基金に関連する特例)
第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齡年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三条第一項の基本年金額のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算(同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。)の基礎となしな

い。

2 前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。
一 その者が当該老齡年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)

二 その者が当該老齡年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3 厚生年金基金が解散した場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齡年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる

加入員であつた期間を除く。)をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該老齡年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に関する義務が承継されている者が老齡年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齡年金の額を改定する。

第四十五条中「取得したとき」の下に「(六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。)」を加える。

第四十六条中「同条第一項各号」を「同条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

老齡年金は、受給権者が被保険者である間は、その額(加給年金額を除く。)の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三「第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも」を「老齡年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が

六十五歳に達した後に同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六條の四及び第四十六條の五を次のように改める。

(年金額)

第四十六條の四 通算老齢年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2 第三十四條第二項及び第四項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

3 第四十三條第三項及び第四項の規定は、第一項の基本年金額について準用する。

(厚生年金基金に關連する特例)

第四十六條の五 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する通算老齢年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、前条第一項の基本年金額のうち第三十四條第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎としない。

2 前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該通算老齢年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)

二 その者が当該通算老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその

支給に關する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3 厚生年金基金が解散した場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が通算老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該通算老齢年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に關する義務が承継されている者が通算老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該通算老齢年金の額を改定する。

第四十六條の六第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齢年金は、」の下に「第三十九條第二項前段の規定にかかわらず、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額」の下に「受給権者

が第四十六條の五第一項に規定する者であるときは、当該通算老齢年金の額につき同項の規定を適用しないで計算して得た額に相当する額の十二分の一に相当する額とする。次項において同じ。」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

通算老齢年金は、受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

第三章第二節の二中第四十六條の六を第四十六條の七とし、第四十六條の五の次に次の一條を加える。

(失権)

第四十六條の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 被保険者の資格を取得したとき。ただし、受給権者が六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。

三 老齢年金の受給権を取得したとき。

第四十七條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十條第一項第一号中「基本年金額に一万二千円と加給年金額と」を「基本年金額の百分の百二十五に相当する額に加給年金額」に改め、同項第三号中「百分の七十に相当する額」を「百分の七十五に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)」に改める。

第五十四條の次に次の一條を加える。

(支給の調整)

第五十四條の二 第四種被保険者であつて同時に共済組合の組合員であるもの(以下「組合員たる被保険者」という。)が、その組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾につき第四十七條の規定により廃疾の程度を定めるべき日において、当該傷病について、当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有するときは、同条の規定にかかわらず、当該傷病による廃疾については、障害年金を支給しない。

2 組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権は、その者が当該傷病につき当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

3 前項の規定は、第四十八條第一項の規定により、組合員たる被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾と組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾とを併合した廃疾の程度により支給する障害年金の受給権については、適用しない。

4 前項の障害年金については、受給権者が当該共済組合が支給する

廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得した月の翌月から、その額を当該組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の等級に該当するものとした額に改定する。

第五十五條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十七條中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第五十八條第一号中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二号中「(第四種被保険者を除く。)」を削り、同条第三号中「第四種被保険者以外の」を「被保険者の資格を喪失した後に、」に改める。

第五十九條第一項中「維持し、且つ、左の要件に該当したものとす」を「維持したものとす。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項中「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の當時その子と生計を同じくしていたものとみなす」を「子とみなす」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(死亡の推定)

第五十九條の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保

險者若しくは被保險者であつた者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた被保險者若しくは被保險者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保險者若しくは被保險者であつた者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第六十五条 削除
第三章第四節第六十八條の次に次の一条を加える。
(支給の調整)
第六十八條の二 次に掲げる遺族年金は、当該被保險者又は被保險者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、支給しない。

一 第四種被保險者が第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八條第二号に該当することにより支給する遺族年金

二 被保險者であつた者が第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八條第三号に該当することにより支給する遺族年金

三 第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権者(当該障害年金が第四十八條第一項の規定により支給されるものである場合においては、第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く)が死亡した場合において、第五十八條第四号に該当することにより支給する遺族年金

第六十九條中「第四十二條第一項各号に規定する被保險者期間のいづれをも」を「老齡年金を受けるに必要な被保險者期間を」に改める。
第七十條第一項中「第四種被保險者以外の」を削る。
第七十三條を次のように改める。
第七十三條 被保險者又は被保險者であつた者が、故意に、廃疾又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾を支給事由とする障害年金又は障害手当金は、支給せず、また、当該廃疾については、第四十二條第二項の規定は、適用しない。
第七十三條の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 被保險者又は被保險者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保險給付の全部又は一部を行なわないことができる。
第七十四條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十條第一項各号列記以外の部分中「保險給付」の下に「(第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の全部につき支給を停止されている老齡年金又は通算老齡年金を除く)」を加える。
第八十一條第五項を次のように改める。

5 保險料率は、当分の間、次のとおりとする。
一 第一種被保險者については、

千分の五十八(特例第一種被保險者にあつては、千分の三十三)

二 第二種被保險者については、千分の四十四(特例第二種被保險者にあつては、千分の三十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二(特例第三種被保險者にあつては、千分の三十三)

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十一條に次の一項を加える。
前項の保險料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第八十三條の次に次の一条を加える。
(第四種被保險者の保險料の前納)
第八十三條の二 第四種被保險者は、将来の一定期間の保險料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保險料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保險料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保險料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保險料の前納の手続、前納された保險料の還付その他保險料の前納について必要な事項は、政令で定める。
第八十五條の次に次の一条を加える。

第八十五條の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が解散に伴う責任準備金相当額の徴収

第八十五條の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負つてゐる者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。

第八十六條の見出し中「保險料」を「保險料等」に改め、同条第一項本文中「保險料」の下に「その他この法律(第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ)の規定による徴収金」を加え、同項ただし書中「前条」を「第八十五條」に改め、同条第四項中「前条各号」を「第八十五條各号」に改め、同条第五項第一号中「保險料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同項第二号中「前条各号」を「第八十五條各号」に改める。

第八十七條に次の一項を加える。
第八十五條の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保險料とみなす。

第九十一條中「保險料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加える。

第九十二條第一項中「法律」を「法律の規定」に改め、「及び障害手当金を受ける権利」及び「障害手当金以外の」を削り、同条第二項中「法律」を「法律の規定」に改め、同項

第六十條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、基本年金額の百分の五十に相当する額が六万円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その額を六万円とする。

第六十三條第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及び直系姻族」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第六十五條を次のように改める。

險者若しくは被保險者であつた者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた被保險者若しくは被保險者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保險者若しくは被保險者であつた者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第六十五条 削除
第三章第四節第六十八條の次に次の一条を加える。
(支給の調整)
第六十八條の二 次に掲げる遺族年金は、当該被保險者又は被保險者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、支給しない。

一 第四種被保險者が第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八條第二号に該当することにより支給する遺族年金

二 被保險者であつた者が第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八條第三号に該当することにより支給する遺族年金

三 第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権者(当該障害年金が第四十八條第一項の規定により支給されるものである場合においては、第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く)が死亡した場合において、第五十八條第四号に該当することにより支給する遺族年金

第六十九條中「第四十二條第一項各号に規定する被保險者期間のいづれをも」を「老齡年金を受けるに必要な被保險者期間を」に改める。
第七十條第一項中「第四種被保險者以外の」を削る。
第七十三條を次のように改める。
第七十三條 被保險者又は被保險者であつた者が、故意に、廃疾又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾を支給事由とする障害年金又は障害手当金は、支給せず、また、当該廃疾については、第四十二條第二項の規定は、適用しない。
第七十三條の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 被保險者又は被保險者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保險給付の全部又は一部を行なわないことができる。
第七十四條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十條第一項各号列記以外の部分中「保險給付」の下に「(第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の全部につき支給を停止されている老齡年金又は通算老齡年金を除く)」を加える。
第八十一條第五項を次のように改める。

5 保險料率は、当分の間、次のとおりとする。
一 第一種被保險者については、

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

第百二条に次の一項を加える。

2 解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が、正当な理由がなく、第八十五条の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

(基金の目的)

第百六条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、加入者の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

(法人格)

第百八条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第百九条 基金は、その名称中に厚生年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、厚生年金基金という名称を用いてはならない。

第二款 設立

(設立)

第百十條 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者(第四種被保険者を除く。)を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。

この場合において、被保険者(第四種被保険者を除く。)の数は、合算して常時前項の政令で定める数以上でなければならない。

第百十一條 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金

を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く。)の二分の一以上の同意を得て、規約をつくり、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 二以上の適用事業所について基金を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第百十二條 第六條第二項の規定による認可の申請と同時に基金の設立の認可の申請を行なう場合にあつては、前二條中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

(成立の時期)

第百十三條 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第百十四條 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をし

た適用事務所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

(規約)

第百十五條 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 加入員に関する事項

七 標準給付に関する事項

八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

九 信託又は保険の契約に関する事項

十 掛金及びその負担区分に関する事項

十一 事業年度その他財務に関する事項

十二 解散及び清算に関する事項

十三 業務の委託に関する事項

十四 公告に関する事項

十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

(公告)

第百十六條 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第百十七條 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所(基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。)事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百十八條 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百十九條 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

6 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員職務)

第二百二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員の公務員たる性質)

第二百二十一条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 加入員

(加入員)

第二百二十二条 基金の設立事業所に使用される被保険者(第四種被保

険者を除く)は、当該基金の加入員とする。

(資格取得の時期)

第二百二十三条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。

一 設立事業所に使用されるに至つたとき。

二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。

三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

(資格喪失の時期)

第二百二十四条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日にさらに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。

三 その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

(加入員の資格の得喪に関する特例)

第二百二十五条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

(同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者の取扱い)

第二百二十六条 同時に二以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第二百二十二条の規定にか

わらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入員としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内になしななければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日にさかのぼつて、その選択した一の基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令の定めるところにより、当該二以上の基金のうちその一の基金を選択したものとなす。

5 甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員でなくなつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

第二百二十七条 同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用される被保険者は、第二百二十二条の規定にかかわらず、その者の申出により基金の加入員としないものとする。

2 前項の申出は、その者が同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日

から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならぬ。

3 設立事業所以外の事業所に使用される被保険者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日にさかのぼつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする。

4 基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所とに使用されることとなつた日に、当該基金の加入員の資格を喪失する。

(設立事業所の事業主の届出)

第二百二十八条 設立事業所の事業主は、加入員に関する第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第二十九条第一項の規定による通知があつたときは、すみやかに、その通知があつた事項を基金に届け出なければならない。

(標準給与)

第二百二十九条 基金は、加入員の給与の月額に基づき、標準給与を定めなければならない。

2 基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所(第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ)に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設

立事業所以外の適用事業所で受ける給与の月額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入しなければならない。

3 前二項に規定する給与の範囲及び月額の算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

4 設立事業所の事業主は、加入員の給与の月額に関する事項を基金に届け出なければならない。

5 基金は、標準給与の決定又は改定を行なつたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

6 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7 当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の月額に関する事項を同項の基金に届け出なければならない。

第五款 基金の行なう業務

(基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第二百三十条 基金は、第六十六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者に対し、年金たる給付(以下「年金給付」という)の支給を行なうものとする。

2 基金は、政令の定めるところにより、加入員の死亡又は脱退に関し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

3 基金は、政令の定めるところにより、信託会社(信託業務

を営む銀行を含む。以下同じ。）又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならぬ。

4 信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(年金給付の基準)

第百三十一条 基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に行なうものでなければならぬ。

一 加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき、及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除く。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六十五歳に達した後加入員の資格を取得したもの、が、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したとき。ただし、その者が加入員の資格を取得した月にその資格

を喪失したものであるときを除く。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅理由(第四十六条の六第三号に掲げる理由を除く)以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

第百三十二条 基金が支給する年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならぬ。

2 基金が支給する年金給付の額は、次の各号に規定する額をこえるものでなければならない。

一 老齢年金の受給権者(次号に掲げる者を除く)又は通算老齢年金の受給権者に支給する年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という)の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 老齢年金の受給権者であつて、加入員たる被保険者であつた期間の一部が特例第三種被保険者であつた期間であるものに支給する年金給付にあつては、

次の各号に掲げる額を合算した額

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

ロ 当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者である加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

第百三十三条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項各号に規定する額(当該老齢年金又は通算老齢年金が第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額の百分の八十に相当する額)をこえる部分については、この限りでない。

(裁定)

第百三十四条 基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、基金で裁定する。

(年金給付の支払期月)

第百三十五条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付の支払期月については、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払期月の例による。ただし、年金給付の額が政令で定める額に満たない場合における支払期月については、政令の定めるところによる。

(準用規定)

第百三十六條 第三十七條、第四十条、第四十一条及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第三項前段の規定は、基金が支給する年金給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「支給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金が支給する年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

第六款 費用の負担

(国庫負担)

第百三十七条 国庫は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又は通算老齢年金(その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く)の受給権者に基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 第百三十二条第二項第一号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の十五(その者の加入員たる被保険者であつた期間の全部が特例第三種被保険者であつた期間であるときは、百分の二十)を乗じて得た額

二 第百三十二条第二項第二号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号イに規定する額に百分の二十を乗じて得た額と同号ロに規定する額に百分の十五を乗じて得た額との合算額

3 前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の申出により、第一項の規定による国庫の負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしており、かつ、老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達している者に当該基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとすることができる。この場合において、その国庫負担の額は、

当該加入員又は加入員であつた者に係る第三百三十二条第二項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したものとした場合における同項各号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 前項の政令で定める率は、同項の規定による国庫の負担が、年金数理に照らし、第二項の規定による国庫の負担に相当するものとなるように定められるものとする。

(掛金)

第三百三十八条 基金は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 掛金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4 第二百二十九条第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

(掛金の負担及び納付義務)

第三百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、

それぞれ掛金の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

4 加入員が同一の基金の設立事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の負担すべき掛金の額及び掛金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(徴収金)

第四百四十条 基金は、第二百二十九条第二項に規定する加入員に係る年金給付の支給に要する費用の一部に充てるため、当該加入員につき

第三百三十八条第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2 当該加入員及び第二百二十九条第二項に規定する当該基金の設立事業主以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む）は、それぞれ前項の徴収金を負担する。

3 前項の規定により事業主が負担する徴収金の額は、事業主が当該基金の設立事業所の事業主であるとした場合において当該加入員につき掛金として負担すべきこととなる額に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定

める額をこえるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該事業主が設立事業所の事業主である場合 当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合においてその者につき掛金として負担すべきこととなる額

二 当該事業主が設立事業所の事業主でない場合 当該加入員が加入員でないとした場合においてその者につき保険料として負担すべきこととなる額からその者につき保険料として負担する額を控除した額に相当する額

4 当該加入員は、第一項の徴収金の額から前項の規定により事業主が負担する額を控除した額を負担する。

5 第一項の徴収金は、当該加入員に係る年金給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間の各月につき、徴収するものとする。

6 当該加入員を使用する事業主は、当該加入員及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7 当該加入員が当該基金の設立事業主以外の適用事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の徴収金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(準用規定)

第四百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条、第八十七条第一項から第五項まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この章の規定によ

る徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、及び第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第四百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項及び第四項中「保険料」とあるのは「掛金又は第四百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業主以外の適用事業所の事業主」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業主以外の事業所」と、それぞれ読み替えるものとする。

三十日以内にその処分着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しない場合に限るものとする。

3 基金は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第七款 合併及び分割

(合併)

第四百四十二条 基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によつて基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)

第四百四十三条 基金は、分割しようとするときは、代議員会において代

- 議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 2 基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。
- 3 分割を行なう場合においては、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。
- 4 分割によつて基金を設立するには、分割により設立される基金の設立事業所となるべき事業所の事業主が規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。
- 5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。
- 6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に年金給付の支給に関する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

- (設立事業所の増減)
- 第百四十四條 基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部及びその事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く)の二分の一以上の同意を得なければならない。
- 2 前項の場合において、その増加又は減少に係る事業所が二以上であるときは、同項の被保険者の同意は、各事業所について得なければならない。
 - 3 第六條第二項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行なう場合にあつては、前二項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。
 - 4 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。
- 第八款 解散及び清算
- (解散)
- 第百四十五條 基金は、次に掲げる理由により解散する。
- 一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決
 - 二 基金の事業の継続の不能
 - 三 第百七十九條第五項の規定による解散の命令
- 2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

- (基金の解散による年金給付等の支給に関する義務の消滅)
- 第百四十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。
- (清算)
- 第百四十七條 基金が第百四十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。
- 2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。
 - 一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
 - 二 基金が第百四十五條第一項第三号の規定により解散したとき。
 - 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。
- 4 第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三條及び第七十八條から第八十條まで並びに非訟事件手続法(明治三十九年法律第十四号)第百三十八條の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八條第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替

- えるものとする。
- 5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第百四十八條 厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実際にその状況を検査させることができる。
- 2 第百條第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同條第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。
 - 3 厚生大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分違反しているとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つていないと認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 4 解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することができる。
 - 5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該清算人に

- 対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。
- 第二節 厚生年金基金連合会
- (設立)
- 第百四十九條 基金は、第百六十條第一項に規定する中途退者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。
- 2 連合会は、全国を通じて一個とする。
- (法人格)
- 第百五十條 連合会は、法人とする。
- 2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- (名称)
- 第百五十一條 連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。
- 2 連合会でない者は、厚生年金基金連合会という名称を用いてはならない。
- (設立の認可等)
- 第百五十二條 連合会を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 2 前項の認可の申請は、五以上の基金が共同して規約をつくり、基金の三分の二以上の同意を得て行なうものとする。
 - 3 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。
 - 4 厚生大臣は、基金の行なう事業

の健全な発展を図るために必要があるとき、基金に対し、連合会に加入することを命ずることができる。

5 第百十四条の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主」とあるのは「連合会の設立の認可の申請をした基金の理事長」と、同条中「適用事業所の事業主」とあるのは「当該基金の理事長」と読み替えるものとする。

(規約)

条百五十三条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所のある地
 - 三 評議員会に関する事項
 - 四 役員に関する事項
 - 五 会員の資格に関する事項
 - 六 年金給付に関する事項
 - 七 附帯事業に関する事項
 - 八 信託又は保険の契約に関する事項
 - 九 会費に関する事項
 - 十 事業年度その他財務に関する事項
 - 十一 解散及び清算に関する事項
 - 十二 業務の委託に関する事項
 - 十三 公告に関する事項
 - 十四 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 第百十五条第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。
- (準用規定)
- 第百五十四条 第百十六条の規定

は、連合会について準用する。

(評議員会)

第百五十五条 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもつて組織する。

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

6 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五十六条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百五十七条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任すること

を妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

(役員の職務等)

第百五十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可決同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、

代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

5 第百二十一条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

(連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第百五十九条 連合会は、次条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に対し、年金給付の支給を行なうものとする。

2 連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。

3 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 第百三十条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。

5 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(中途脱退者に係る措置)

第百六十条 基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を支給する年金給付の受給権を有する者を除く)であつて、政令の定めるところにより計算し

たその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ)の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に関する義務を移転することができる。

2 連合会は、前項の規定により義務の移転の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の規定により義務の移転を行なう場合には、基金は、連合会に対し、当該中途脱退者の加入員であつた期間に係る年金給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付すべき現価相当額の計算については、政令で定める。

5 連合会は、第三項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。

6 連合会は、前項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に關する義務を承継したときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

7 連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第百六十一条 連合会が前条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途脱退者に係る当該年金給付の支

給に關する義務を承継するものと
する。

2 前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金給付の現価相当額の交付を請求することができる。
3 前項の現価相当額の計算については、政令で定める。

第百六十二条 第百六十条第一項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に關する義務を連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途脱退者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再び」との基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替へて、同条の規定を適用する。
2 前項に規定する者については、第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。
(裁定)

第百六十三条 第百五十九条第一項の年金給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。
(準用規定)

第百六十四条 第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二、第四十一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受

給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項中「老齡年金、通算老齡年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

(国庫負担)
第百六十五条 国庫は、第百三十七条第二項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

(解散)
第百六十六条 連合会は、次に掲げる理由により解散する。
一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決
二 第百七十九条第五項の規定による解散の命令
2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金給付の支給に關する義務の消滅)
第百六十七条 連合会は、解散したときは、第百六十条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途脱退者に係る当該義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付でまだ支給していないものの支給に關する義務については、この限りでない。

(清算)
第百六十八条 連合会が第百六十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。
2 連合会が第百六十六条第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。
3 第百四十七条第二項(第二号を除く。)から第五項まで及び第百四十八条の規定は、連合会の清算について準用する。
第三節 雜則
(不服申立て)
第百六十九条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に關する処分又は掛金の他のこの章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一条第一項において準用する第八十六条の規定による処分が不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「第九十条第一項又は第九十一条」と読み替へるものとする。
(時効)
第百七十条 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。
2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。
2 連合会が第百六十六条第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3 第百四十七条第二項(第二号を除く。)から第五項まで及び第百四十八条の規定は、連合会の清算について準用する。
第三節 雜則
(不服申立て)
第百六十九条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に關する処分又は掛金の他のこの章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一条第一項において準用する第八十六条の規定による処分が不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「第九十条第一項又は第九十一条」と読み替へるものとする。

(時効)
第百七十条 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。
2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一条第一項において準用する第八十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
(期間の計算)
第百七十一条 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に關する規定を準用する。
(戸籍事項の無料証明)
第百七十二條 市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところより、加入員、加入員であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。
(書類等の提出)
第百七十三条 基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に対して、廃疾の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

第百七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替へるものとする。
(基金及び連合会の財務)
第百七十五条 基金及び連合会は、事業年度その他その財務に關しては、政令の定めるところによらなければならない。
(契約の締結の届出)
第百七十六条 基金及び連合会は、第百三十条第三項中又は第百五十九条第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届出なければならぬ。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。
(報告書の提出)
第百七十七条 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務に關する報告書を厚生大臣に提出しなければならない。
(報告の徴収等)
第百七十八条 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

ない。
3 掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一条第一項において準用する第八十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
(期間の計算)
第百七十一条 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)
第百七十二條 市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところより、加入員、加入員であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。
(書類等の提出)
第百七十三条 基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に対して、廃疾の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(準用規定)
第百七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替へるものとする。

(基金及び連合会の財務)
第百七十五条 基金及び連合会は、事業年度その他その財務に關しては、政令の定めるところによらなければならない。
(契約の締結の届出)
第百七十六条 基金及び連合会は、第百三十条第三項中又は第百五十九条第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届出なければならぬ。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。
(報告書の提出)
第百七十七条 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務に關する報告書を厚生大臣に提出しなければならない。
(報告の徴収等)
第百七十八条 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替へるものとする。
(基金及び連合会の財務)
第百七十五条 基金及び連合会は、事業年度その他その財務に關しては、政令の定めるところによらなければならない。
(契約の締結の届出)
第百七十六条 基金及び連合会は、第百三十条第三項中又は第百五十九条第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届出なければならぬ。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。
(報告書の提出)
第百七十七条 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務に關する報告書を厚生大臣に提出しなければならない。
(報告の徴収等)
第百七十八条 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(基金等に対する監督)

第百七十九條 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分違反しているとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つていと認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができる。

6 第百四十八条第五項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。この場合において、第百四十八条第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第百八十条 この章に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)

第百八十一条 この章に特別の規定があるものを除くほか、この章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第四節 罰則

第百八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第百二十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百三十九条第三項の規定に違反して、督促状に指定する期限までは掛金を納付しないとき。

2 第百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第百二十九条第七項と規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第百四十条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

第百八十三条 第百七十八条又は第百四十八条第一項(第百六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 第百二十九条第五項の規定に違反して、同項の規定による通知をしなかつた者も、前項と同様とす。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

第百八十五条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした基金又は連合会の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は清算人に、三万円以下の過料に処する。

- 一 第百十五条第三項(第百五十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第百四十八条第三項(第百六十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。
- 三 第百七十七條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第百七十九條第一項の規定による命令に違反したとき。
- 五 この章の規定により基金又は連合会が行なうものとされた事業以外の事業を行なったとき。

第百八十六条 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合に、その役員を一万以下の過料に処する。

- 一 第百十六條(第百五十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 二 第百六十條第六項の規定に違反して、通知をしないとき。
- 三 第百六十條第七項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 第百七十六條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百八十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

- 一 設立事業所の事業主が、第百二十八條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 設立事業所の事業主が、第百七十四條において準用する第百九十八條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 加入員が、第百七十四條において準用する第百九十八條第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- 四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第百七十四條において準用する第百九十八條第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第百八十八条 第百九条第二項又は第百五十一条第二項の規定に違反して、厚生年金基金という名称又は厚生年金基金連合会という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第十條中「第五十九條第一項第二号」を「第五十九條第一号」に改め、「それぞれ同表の中欄のように、第六十五條中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については」を削り、同条の表中

に処する。

五十五歳	五十歳
五十六歳	五十一歳
五十七歳	五十二歳
五十八歳	五十三歳
五十九歳	五十四歳

を

に改める。

五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳

附則第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が昭和四十年五月一日以後六十五歳に達したときも、前項と同様とする。

附則第十六条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条の二に定める事項について、同様とする。

附則第二十二條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

附則第二十八條の次に次の一條を加える。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第二十八條の二 被保険者期間が一年以上である者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないうときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者期間と旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間(以下「旧共済組合員期間」という。)とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者期間と船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、この法律(第四十六條の二から第四十六條の四まで及び第四十六條の六を除く。)の規定並びに通算年金通則法第四條第二項及び第五條の規定の適用については、この法律による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第三十八條の改正規定、第三十九條の改正規定、第四十條の次に一條を加える改正規定、第五十九條の次に一條を加える改正規定、第六十三條第一項第三号の改正規定、第七十三條の次に一條を加える改正規定、第七十四條の改正規定、第九十二條の改正規定及び厚生年金保険法附則第十六條第二項の改正規定並

びに附則第二條、第四條、第十三條、第十八條、第二十條及び第三十四條の規定並びに附則第三十七條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二十條の改正規定及び同法第六十三條の七の改正規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討を加えられたり、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとす。

(標準報酬に関する経過措置)

第三条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千円、五千円若しくは六千円である者又は三万六千円である者(報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。)の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定

にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

(不正利得の徴収に関する経過措置)

第四条 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十條の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

(老齢年金の支給の特例)

第五条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

(通算老齢年金の支給の特例)

第六条 昭和四十五年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいずれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六條の三第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第四十六條の三の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(特例老齢年金の支給に関する経

（過措置）

第七條 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八條の二第一項の特例老齢年金を支給する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（従前の保険給付の額の特例）

第八條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十二條第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）

附則第四條第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金額を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額については、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一條又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額についても、第一項と同様とする。

（旧法による保険給付の額の特例）

第九條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が八万四千円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定め

る一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。
（保険給付の支給に関する経過措置）
第十一條 前三條に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月

に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。
（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十二條 昭和四十年五月一日前ににおける第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前ににおける第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八條の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合に於ては、この限りでない。
（死亡の推定に関する経過措置）

第十三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者について

も、適用する。

（支給停止に関する経過措置）

第十四條 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五條の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六條第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）

第十五條 厚生年金保険法附則第十六條第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

2 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三條第一項の規定の例による。
（保険料に関する経過措置）
第十六條 昭和四十年四月以前の月

に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十七条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五（同項第二号に規定する者については、千分の四）を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（時刻に関する経過措置）

第十八条 この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十九条 昭和四十年五月一日において既に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項及び第五十一条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（基金の認可の申請の手續に関する経過措置）

第二十条 事業主は、昭和四十年五月一日前においても、規約の作

成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることが出来る。

（印紙税法の一部改正）

第二十一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十一 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会ノ厚生年金保険法第九十二条又ハ第九十五条ニ掲グル給付ニ関スル証書、帳簿

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第二十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「ナ」とし、ナを「ナ」とし、ネを「ネ」とし、ソを「ソ」とし、レの次に次のように加える。

ソ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）

（厚生省設置法の一部改正）

第二十三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 厚生年金基金及び

厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに對しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の三」を「第六十二号の四」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二十四条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第九十條」の下に「（同法第六十九條において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第三条第二号中「健康保険組合がした処分」を「健康保険組合又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会（以下「健康保険組合等」という。）がした処分」に、

「健康保険組合の事務所」を「健康保険組合等の事務所」に改める。

第四条第一項中「「保険給付」を「若しくは保険給付、標準給付、年金給付若しくは一時金たる給付」に改め、同条第二項中「又は標準報酬を「若しくは標準報酬又は標準給付」に改める。

第五十二条第二項中「健康保険組合」を「健康保険組合等」に改める。

第九条第一項中「国民年金事業の管掌者」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は国民年金事業の管掌者」に改める。

第十条第五項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十九条中「厚生年金保険法第九十一条」の下に「（同法第六十九條において準用する場合を含む。第三十二條第二項において同じ。）」を加える。

第三十条第一項中「厚生年金保険法」の下に「（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の行なう事業を含む。）」を、「被保険者」の下に「（厚生年金基金の加入員を含む。第三十九條第二項において同じ。）」を加える。

第三十二条第五項中「厚生年金保険法第八十六条第五項」の下に「（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二十五条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「百円」を「二百五十円」に、「千分の六」を「千分の十」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十年五月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算について適用し、同日以前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十七条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十七条の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第四十六条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。別表第二の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項ただし書、第三十七條の二第三項、第四十六條第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由

が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第八十八条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第三の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書(同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む)、第七十九条の二第三項、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三に規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三十一条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和

三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十二条の二中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第三十三条中「三万五千五百円」を「六万七千二百円」に、「該当するものがあるときは、その」を「該当するもの(以下この条において「扶養遺族」という)が七人以上あるときは、三万五千五百円に扶養遺族」に改める。

第四十五条の三第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む)、第三十二条の二(同法第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)、第三十三条(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む)及び第四十五条の三第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む)及び第四十五条の三第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付に

ついで適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(通算年金通則法の一部改正)

第三十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中(昭和二十九年法律第百十五号)を(昭和二十九年法律第百十五号)(第九章を除く)に改める、

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則第三十九条第一項第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

附則第四十四条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分

の十」に改める。

第九十三条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第四の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条第二項ただし書(同法第七十二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む)、第八十二条第三項(同法第二百二条において準用する場合を含む)並びに別表第四(同法第二百二条において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三十七条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第二十四条の表の下欄中「三年以内」に退職する男子又は同日から五年以内」に退職する女子」を「五

年以内」に退職する者」に、「昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第四十一条中「三万五千五百円」を「六万七千二百円」に、「があるときは、その」を「(以下この条において「扶養遺族」という)が七人以上あるときは、三万五千五百円に扶養遺族」に改める。

第四十二条中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第六十三条第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

第四百四十三条の四第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第四百四十三条の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

第四百四十三条の十五中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項(同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第百十三条の規定によりその例によることとさ

れる場合を含む。）、第四十一条（同法第五十五条第一項、第八十三条第二項及び第四百四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条（同法第五十五条第一項、第八十二条第二項、第三百三条第二項及び第四百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条の四第二項（同法第四百四十三条の十八において準用する場合を含む。）及び第四百四十三条の十五（同法第四百四十三条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十九条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六条第一項ただし書（同法附則第二十条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第七部

社会労働委員会会議録第二十六号

昭和三十九年五月十四日

【参議院】

昭和三十九年五月二十日印刷

昭和三十九年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局